

令和5年5月12日

保護者各位

嘉手納町立嘉手納小学校
嘉手納町立嘉手納幼稚園
校長 園長 池味 勇
(公印省略)

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行いたしました。つきましては、県教育委員会の通知に基づき、学校における新型コロナウイルス感染症対策を下記の通りといたします。

今後も、幼児児童が安心して充実した学校生活を送れるよう取り組んでまいります。ご理解のほどお願い申し上げます。

記

1 学校における取り組み

○朝の会等での児童の健康観察 ※夢ノートへの**検温の記入は任意**とします。

○適切な換気の確保 ※空調換気システムも併行しながら換気を行います。

○手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

※地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることがあります。

2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準

○陽性の場合⇒「**出席停止**」となります

出席停止の期間:**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**
※発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します

※登校する場合は、陰性証明等の「回復届書」の提出があります(保護者が記入をします)

※**インフルエンザの出席停止期間との違いは裏面の表を参考にして下さい。**

○同居家族が陽性の場合

出席可能です(休む場合は、**欠席の扱い**になります)

○感染不安で休ませたい場合

欠席の扱いになります(ただし、同居家族に高齢者や基礎疾患をもつ者がいる場合など特別な事情がある場合は、出席停止になることもあります。お問い合わせ下さい)

○発熱や咳など風邪症状がある場合

欠席の扱いになります(新型コロナ感染症にかかわらず、自宅で休養する事が重要です)